平成24. 7.16 制定

改正 平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1 平成19. 5. 1

平成29.12.1 令和 6.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学(以下「本学」という。) における連携授業の開設に関し、 必要な事項を定める。

(目的)

第2条 連携授業は、企業等における実践的な活動を本学の授業に有効に活用すること により、本学の自主性及び主体性の下に、教育の発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 連携授業 本学が企業等と連携し、開設する授業をいう。
 - (2) 連携企業等 本学と連携し連携授業に講師を派遣する企業等をいう。
 - (3) 連携授業教員 連携授業を担当する企業等の実務者で、大学における教育を担当 するにふさわしい教育上の能力及び識見を有する者をいう。
 - (4) 学部等 群馬大学学則第3条に規定する各学部、第7条の2に規定する大学教育・学生支援機構及び第8条に規定する学内共同教育研究施設並びに群馬大学大学院学則第4条に規定する各研究科及び学府並びに第4条の2に規定する学環をいう。
 - (5) 学部長等 前号の学部等の長をいう。

(名 称)

- 第4条 連携授業の名称は、連携企業等と協議の上、本学が定める。
- 2 連携授業の名称には、連携企業等が明らかとなるような字句を付することができる。 (開設期間)
- 第5条 連携授業の開設期間は、学期を単位とする。

(連携授業教員)

- 第6条 連携授業教員の身分は、非常勤の講師とする。
- 2 連携授業教員の選考は、国立大学法人群馬大学大学教員の資格に関する規則(平成1 6年4月1日制定)による。

(客員教員)

第7条 連携授業教員に対しては、国立大学法人群馬大学客員教員選考規則(平成16年 4月1日制定)の定めるところにより、客員教授、客員准教授、客員講師又は客員助 教を称せしめることができる。

(報 告)

第8条 学部長等は、連携授業の開設を決定したときは、連携授業開設決定報告書(別紙様式)により、速やかに学長に報告する。

(事 務)

第9条 連携授業の開設に関する事務は、学務部教務課及び学部等の事務部において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、連携授業の開設に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成24年7月19日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。